

職場における熱中症対策の徹底に関する要請について

令和8年6月1日

(各団体・機関の長) 殿

石川労働局長 常盤 剛史

平素より、労働行政の推進、とりわけ労働災害防止対策につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、地球温暖化の影響等により夏季の気温が著しく上昇しており、これに伴い、全国的に職場における熱中症の発生人数は増加傾向にあります。県内の発生状況も同様で、その人数の35%が建設業、次に20%が製造業において発生しており、屋外作業に限らず屋内作業でも多く発生しています。

こうした状況を踏まえ、石川労働局及び各労働基準監督署では、今年も「STOP! 熱中症 いしかわクールワークキャンペーン 2026」を展開し、事業者による自主的かつ計画的な熱中症予防対策の一層の推進を図ることとしております。なお、事業者においては労働安全衛生法令に基づき、熱中症予防対策を含む作業環境管理、作業管理及び健康管理の適切な実施が求められております。

つきましては、職場における熱中症の発生防止及び重篤化防止を図るため、貴団体におかれましては、傘下事業者及び関係者に対し、下記の事項につき、格段のご配慮と積極的な取組が行われるよう要請いたします。

記

1. 「STOP! 熱中症 いしかわクールワークキャンペーン 2026」の実施

作業現場における暑さ指数(WBGT値)を確認して、把握した暑さ指数に応じた適切な予防対策を確実に実施すること。

2. 改正労働安全衛生規則(令和7年6月1日施行)に基づく措置の徹底

熱中症のおそれがある労働者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することによって重篤化を防止するための「報告体制の整備」、「対応手順の作成」、「関係者への周知」を確実に実施すること。特に体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく医療機関に搬送すること。

以上の取組を通じ、職場における熱中症災害の撲滅及び安全で健康的な職場環境の確保が図られるよう、貴団体の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。